

令和 7 年 11 月 27 日

石垣市長 中山 義隆 殿

石垣市自治基本条例審議会  
会長 池原 優

石垣市自治基本条例の見直しについて（答申）

令和 7 年 7 月 15 日付石企企第 113 号により諮問を受けた標記の件について、見直しにかかる議論の結果を別紙のとおり答申する。

## 一. 審議の経過

当審議会は、令和7年7月15日に諮問を受けて以降、計3回にわたり審議を行った。

第1回（令和7年7月15日）においては、事務局からこれまでの条例の活用状況等についての説明を受けた後、意見交換を行った。

第2回（令和7年10月2日）においては、第1回審議会の開催後に事務局が実施した、市民意見の聴取結果等についての報告を受けた後、市民意見を踏まえつつ議論を行い、改正案を作成した。

第3回（令和7年11月27日）においては、作成した改正案に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、第2回までの議論や市民、関係団体等の意見も踏まえて作成した答申案を基に議論を行い、本答申を決定したものである。

## 二. 主な議論の内容

本審議会における議論については、特定の論点に限定せず、条例全体を俯瞰しながら、各委員からの自由な意見を交換する形で実施した。

議論の過程において、各委員や市民から多様な意見が寄せられ、それら市民意見を踏まえて検討を行った。

## 三. 審議結果

第1条（目的）については、「なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。」を追加する改正案とした。この改正案に関しては、多くの委員が、条例の性格を明示することは市民に誤解を与えないために有効であると評価した。

第2条（用語の定義）については、現行の「市内に住所を有する人」という市民の定義を「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」と改める改正案とした。第1条で理念条例であることを明確化したうえで、石垣市に関わる様々な人が市民として参加できることを示すことは、まちづくりなどに広く市民の参加を促すことにつながると判断した。

第31条（地産地消の推進）については、「農水産物」を「農林水産物」とし、「新鮮な」の文言を「魅力のある」とする改正案とした。「新鮮な」を「魅力のある」に変更することについては、林産物には「新鮮」という表現が

なじまないこと、パブリックコメントにて地域のあたたかみを残す表現を求める声があったことを踏まえ、文言を整理したものである。

#### 四. 結論

社会情勢等の変化への適合性について検討を行い、市民意見を踏まえた結果、市民参画の推進につながるものとして、本改正案を提出する。